

庄原市からのお知らせ



不育症治療費・検査費に対する補助が始まります

庄原市では令和3年4月1日から、保険医療機関の医師により不育症と判断され、医療保険対象外の治療及び検査を行なっている方に補助金を交付する事業を行なっています。

補助金額等

令和3年4月1日以降に実施された不育症治療に係る治療費及び検査費用につき、30万円を上限に助成します。

なお、広島県不育症検査費用助成事業による助成を受けた場合は助成額（上限5万円）を控除した額につき、30万円を上限に助成します。

※入院時の差額ベッド代、食事代等治療に直接関係のない費用は除きます。

交付対象者

補助の対象となるのは、次のすべてに当てはまる方です。

- ①国内の保険医療機関において、不育症治療等を受けていること
- ②不育症治療等の開始日から引き続き婚姻していること（事実上の婚姻関係等を含む）
- ③申請者及びその配偶者が開始日以降、引き続き市内に住所を有すること

ただし、配偶者が事情により市内に住所を有しない場合で、市長が認めた場合はこの限りではありません。

申請方法

次の書類を、不育症治療等が終了した日の翌日から3か月以内に、広島県の助成を受けられた場合は決定を受けた日から3か月以内に、保健医療課、または各支所地域振興室・市民生活室（東城支所）に提出ください。（郵送も可）

※経過措置期間として令和3年4月1日から9月30日までに不育症治療等が終了した方は、令和4年1月4日までに提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②不育症治療等実施医療機関証明書
- ③不育症治療の治療費の領収書の写し

県の助成を受けた場合は、

- ④不育症検査費用助成申請に係る証明書（写し）
- ⑤不育症検査費用助成事業承認通知書（写し）

※請求書には押印が必要です。



お問い合わせ

庄原市役所 生活福祉部 保健医療課 母子保健係

〒727-8501 庄原市中本町一丁目10-1 Tel.0824-73-1214

西城支所地域振興室 Tel.0824-82-2202 東城支所市民生活室 Tel.08477-2-5131

口和支所地域振興室 Tel.0824-87-2112 高野支所地域振興室 Tel.0824-86-2115

比和支所地域振興室 Tel.0824-85-3001 総領支所地域振興室 Tel.0824-88-3063